

呉市LED防犯灯設置補助金交付要綱

地域協働課

(要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等が夜間における犯罪の防止と通行の安全を図ることを目的に、LED防犯灯を設置する場合に必要な費用の一部を補助することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「LED防犯灯」とは、自治会等が設置し維持管理する電灯で、中国電力株式会社の電気供給規程による「公衆街路灯」の適用を受けるものとし、発光ダイオード(LED)等の環境に配慮した高寿命・省電力の光源を使用したものをいう。

(対象)

第3条 補助金の対象は、新たにLED防犯灯を設置する場合、又は天災等による損傷や故障により、既設のLED防犯灯を器具ごと取り替える場合で、次の各号のいずれにも該当しない防犯灯とする。

(1) 商店街振興を目的とするもの

(2) 広告物、看板、案内板等の照明を目的とするもの

(3) 神社仏閣等の境内、建物等の出入口、駐車場等の照明を目的とするもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める防犯灯は補助金の対象とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 市長は、LED防犯灯を設置する自治会等に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、LED防犯灯の設置に要する費用の3分の2の額とし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額を限度とする。

(1) 支柱を併せて設置する場合 1灯につき50,000円

(2) 前号以外の場合 1灯につき20,000円

2 前項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、呉市LED防犯灯設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付し、交付申請するものとする。

(1) 申請場所の位置図及び写真（取付位置及び周囲が判るもの）

(2) 設置費用の見積書（内訳が判るもの）の写し

(3) その他、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、関係書類の審査及び

必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、速やかに呉市LED防犯灯設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定するものとする。

（事業実績の報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会等は、交付の決定に係る事業が完了した日から40日以内に、呉市LED防犯灯設置補助事業実績報告書（様式第3号）に領収書の写し等を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、呉市LED防犯灯設置補助金交付請求書（様式第4号）に基づいて交付するものとする。

（事業の見直し）

第10条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

改正 平成31年3月1日

改正 令和5年4月1日